



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年9月13日金曜日 第38号

◇ 目 次 ◇

- 愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更……………（税務課）… 452
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知……………（森林整備課）… 452
- 保安林予定森林……………（ " ）… 452
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生……………（水産課）… 453
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅……………（ " ）… 453
- 道路の占用を制限する区域の指定……………（道路維持課）… 453
- 都市計画の変更に係る図書の写真の縦覧……………（都市計画課）… 459
- 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧……………（中予地方局農村整備第一課）… 459
- 落札者等の告示……………（警察本部会計課）… 459

公 告

- 砂利採取業務主任者試験の実施……………（土木管理課）… 459

監 査 公 表

- 監査結果に基づく措置の公表……………（監査事務局）… 459

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……………（選挙管理委員会）… 475

労働委員会告示

- あっせん員候補者の公示……………（労働委員会事務局）… 475

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第506号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、令和元年8月30日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和元年9月13日

愛媛県知事 中村時広

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
17	一般社団法人 愛媛県猟友会 西条市西支部 支部長 渡辺 克美	1 売りさばき人住所 西条市広江248番 地2	1 売りさばき人住所 西条市石田568番 地8
		2 代表者氏名 渡辺 克美	2 代表者氏名 佐伯 秀行
		3 売りさばき所 西条市広江248番 地2	3 売りさばき所 西条市石田568番 地8

○愛媛県告示第507号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年9月13日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第508号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年9月13日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所

南宇和郡愛南町御荘菊川1335・1337の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第509号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）

第26条の3の規定により告示する。

令和元年9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

（中予地方局管内）

中島加入区

○愛媛県告示第510号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成27年9月愛媛県告示第1140号）による保険に付すべき義務は、令和元年9月12日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

令和元年9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

（中予地方局管内）

中島加入区

○愛媛県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、愛媛県土木部道路都市局道路維持課において、告示の日から令和元年9月27日まで一般の縦覧に供する。

令和元年9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占 用 を 制 限 す る 区 域
一般国道	194号	西条市藤之石寒風山国有林38林班か小班から 同市中野甲470番9地先まで
一般国道	197号	北宇和郡鬼北町大字日向谷1616番から 西宇和郡伊方町三崎字ハマ2000番2まで
一般国道	317号	松山市勝山町二丁目1番地先から 今治市上浦町井口5285番1まで
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山7245番地先から 同町新宮874番まで
		四国中央市新宮町新宮874番から 同町馬立51番地先まで
		四国中央市新宮町馬立51番地先から 同市三島金子二丁目字金子2101番2地先まで
		宇和島市坂下津甲407番125から 北宇和郡鬼北町大字下鍵山118番まで
一般国道	378号	伊予市下吾川字馬塚958番15地先から 大洲市長浜甲1019番2まで
		八幡浜市江戸岡一丁目1から 同市矢野町449番まで
		西予市明浜町高山甲3689番から 同町俵津1番耕地696番9まで
		大洲市長浜甲1019番2から 八幡浜市保内町宮内1番耕地567番2まで
		八幡浜市矢野町449番から 西予市明浜町高山甲3689番まで

		西予市明浜町俵津1番耕地696番9から 宇和島市吉田町立間尻旧陣屋跡内甲1802番72まで
一般国道	379号	伊予郡砥部町千足131番地先から 喜多郡内子町内子甲1353番3まで
一般国道	380号	喜多郡内子町吉野川2092番3から 上浮穴郡久万高原町露峰甲2493番5まで
一般国道	381号	北宇和郡松野町大字吉野3991番2から 同郡鬼北町大字永野市138番6まで
一般国道	437号	松山市中央二丁目24番1から 同市三津一丁目304番地先まで
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町東明神甲2087番1から 松山市久谷町乙290番3まで 上浮穴郡久万高原町柳井川1775番2地先から 同町西谷8094番地先まで
一般国道	441号	西予市野村町河西1318番2から 同市城川町田穂1389番2まで 北宇和郡鬼北町大字近永1235番から 同町大字出目2450番1地先まで 大洲市大洲字片原町644番1から 西予市野村町河西1318番2まで 西予市城川町田穂1389番2から 北宇和郡鬼北町大字近永1235番まで
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町渋草2302番地先から 同町東川168番3地先まで 東温市則之内字下徳吉甲604番1地先から 上浮穴郡久万高原町渋草2302番地先まで 上浮穴郡久万高原町東川168番3地先から 同町東川4046番まで
県道	川之江大豊線	四国中央市金田町半田字亀松乙282番2地先から 同市新宮町馬立4210番地先まで 四国中央市新宮町馬立4210番地先から 同町三ツ足山国有林48林班5小班まで
県道	高知伊予三島線	新居浜市別子山字筏津乙500番18地先から 四国中央市金砂町平野山433番1地先まで
県道	新居浜別子山線	新居浜市喜光地町一丁目甲4924番16から 同市別子山字ヲトヂ甲484番1地先まで 新居浜市船木字檜之端甲4476番4から 同市船木字元船木甲4152番1まで 新居浜市別子山字ヲトヂ甲484番1地先から 同市別子山字筏津乙500番18地先まで
県道	新居浜角野線	新居浜市繁本町甲744番から 同市松原町甲4787番5まで
県道	壬生川新居浜野田線	西条市小松町新屋敷甲1153番5から 同市下島山甲1345番6地先まで 西条市船屋甲229番3から 新居浜市阿島二丁目甲1015番88まで 西条市神拝甲470番7から 同市樋之口441番5まで 新居浜市阿島二丁目甲1015番88から 四国中央市土居町野田甲1392番1地先まで
県道	壬生川丹原線	西条市三津屋東68番5から 同市丹原町志川甲1022番3まで 西条市周布731番5から 同市周布737番1まで
県道	今治港線	今治市片原町一丁目1番11から 同市別宮町一丁目2番17まで
県道	今治波方港線	今治市長沢字堂之前甲559番6から 同市旭町一丁目100番2まで

		今治市延喜甲388番3地先から 同市波方町樋口甲3番地先まで
県 道	大西波止浜港線	今治市大西町星浦甲27番7から 同市内堀二丁目184番11地先まで
県 道	伯方島環状線	今治市伯方町木浦3430番1地先から 同町木浦2745番地先まで
県 道	大三島上浦線	今治市大三島町宮浦5712番から 同市上浦町井口5285番1まで
県 道	北条玉川線	松山市中西外63番4から 今治市玉川町龍岡下字小川丁114番2まで
県 道	松山伊予線	松山市和泉北一丁目900番1地先から 伊予市上野字松本1207番7まで
県 道	松山空港線	松山市南吉田町2750番3地先から 同市北藤原町14番13まで
		松山市南吉田町2750番8から 同市南江戸三丁目910番3地先まで
県 道	松山港線	松山市高浜町六丁目1605番3から 同市三杉町2089番2まで
		松山市中央二丁目24番1から 同市大手町一丁目11番1地先まで
		松山市高浜町六丁目1605番3から 同市高山町3458番5まで
		松山市会津町1番4地先から 同市古三津五丁目1285番3まで
		松山市高山町3458番5から 同市三杉町2872番1地先まで
県 道	松山港内宮線	松山市高浜町六丁目1605番3から 同市内宮町甲512番1まで
県 道	松山北条線	松山市勝山町二丁目3番1地先から 同市道後喜多町1336番3まで
		松山市下伊台町1049番から 同市粟井河原431番地先まで
県 道	松山東部環状線	松山市鷹子町520番4地先から 同市久米窪田町835番9まで
		松山市高山町3458番5から 同市末町甲13番5まで
		松山市溝辺町甲286番5から 同市東野一丁目甲66番7地先まで
		松山市石手二丁目甲466番25から 同市鷹子町520番4地先まで
		松山市久米窪田町835番9から 同市小村町329番5まで
県 道	伊予松山港線	伊予市下吾川字宮田1364番1地先から 松山市三津二丁目409番地先まで
県 道	伊予川内線	伊予市下吾川字馬塚1002番1地先から 東温市南方字竹鼻1604番1地先まで
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町東川68番3地先から 同町七鳥2465番地先まで
		上浮穴郡久万高原町七鳥2465番地先から 同町久万574番4地先まで
県 道	大洲長浜線	大洲市若宮字ミツコシ1557番6から 同市長浜甲1019番2まで
県 道	長浜中村線	大洲市若宮字井上343番8から 同市若宮字井上346番5まで
		大洲市長浜町沖浦丙2084番から 同市若宮字井上343番8まで
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂30番地先から 同町山鳥坂586番2まで

		喜多郡内子町平岡甲138番2から 同町内子甲872番2まで
県道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松548番1地先から 同市肱川町宇和川762番3まで 大洲市河辺町植松929番2から 同町植松548番1地先まで
県道	内子河辺野村線	喜多郡内子町五十崎甲1030番3地先から 同町平岡甲138番2まで 喜多郡内子町平岡甲138番2から 大洲市河辺町植松929番2まで
県道	八幡浜宇和線	八幡浜市矢野町449番から 西予市宇和町上松葉字黒合196番1まで
県道	八幡浜三瓶線	八幡浜市五反田2番耕地868番から 西予市三瓶町朝立字日吉先7番耕地287番3まで
県道	八幡浜港線	八幡浜市字沖新田1581番4から 同市字中深1208番3まで
県道	宇和明浜線	西予市宇和町稲生7番3から 同町伊賀上1252番まで 西予市宇和町伊賀上2720番2から 同市明浜町俵津2番耕地998番4まで
県道	宇和野村線	西予市宇和町卯之町四丁目522番から 同市野村町河西1318番2まで 西予市野村町阿下7番耕地34番2から 同町栗木654番2まで 西予市宇和町稲生50番3から 同町卯之町五丁目102番1まで
県道	宇和三瓶線	西予市宇和町下松葉字宮下209番1から 同市三瓶町朝立字塩浜1番地438番137まで
県道	野村城川線	西予市城川町田穂1389番2から 同町嘉喜尾4811番4まで
県道	宇和三間線	宇和島市三間町務田180番1から 同町務田932番3まで 宇和島市三間町務田752番4から 同町曾根913番まで 西予市宇和町下川字横野94番1から 宇和島市三間町務田180番1まで
県道	広見三間宇和島線	宇和島市三間町務田932番3から 同市伊吹町1470番5まで 北宇和郡鬼北町永野市640番3から 宇和島市三間町務田932番3まで
県道	宇和島城辺線	宇和島市津島町岩淵甲1202番1から 南宇和郡愛南町城辺乙997番まで 南宇和郡愛南町城辺乙997番から 同町蓮乗寺184番地先まで
県道	宿毛津島線	宇和島市津島町高田甲2134番2から 同町高田甲793番1まで 宇和島市津島町御内字境13耕2番から 同町高田甲336番1地先まで
県道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町垣内518番地先から 同町蓮乗寺524番地先まで 南宇和郡愛南町脇本828番1地先から 同町垣内518番地先まで
県道	平城高茂岬線	南宇和郡愛南町御荘平城4302番2から 同町船越918番1地先まで
県道	三島川之江港線	四国中央市妻島町字江ノ西3052番2から 同町字中足鍋1773番1地先まで
県道	蕪崎土居線	四国中央市土居町蕪崎317番1地先から 同町中村1258番地先まで

県道	国領高木線	新居浜市船木字檜之端甲4627番5から 同市東田三丁目乙11番4まで
県道	多喜浜泉川線	新居浜市郷一丁目甲229番3から 同市郷四丁目甲24番9地先まで
県道	新居浜港線	新居浜市一宮町二丁目甲806番6から 同市本郷一丁目1903番7まで
県道	新居浜東港線	新居浜市郷一丁目乙193番6から 同市東田一丁目甲1234番2まで
県道	新居浜土居線	新居浜市阿島二丁目1015番83から 四国中央市土居町上野甲798番1地先まで
県道	西条港線	西条市神拝甲472番2地先から 同市大町1259番地先まで
県道	壬生川港小松線	西条市今在家1438番から 同市氷見戊97まで
県道	東予港三津屋線	西条市北条1206番1から 同市三津屋東57番7まで
県道	南川壬生川停車場線	西条市小松町南川甲230番4から 同市周布729番4まで
県道	東予玉川線	今治市朝倉上乙1100番1地先から 同市朝倉上甲2457番地先まで
県道	朝倉伊予桜井停車場線	今治市朝倉北甲426番1から 同市長沢甲1053番3まで
県道	波方環状線	今治市波方町樋口字上新田甲1372番から 同町馬刀潟甲1番4まで
県道	今治丹原線	今治市延喜字畑井田甲244番1から 同市神宮甲464番2まで
		今治市古谷甲551番1から 同市朝倉上甲2516番1地先まで
		今治市波方町宮崎乙338番6から 同町馬刀潟甲5番5まで
県道	宮崎波方線	今治市波方町宮崎乙338番6から 同町馬刀潟甲5番5まで
県道	鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町大野甲131番7地先から 同市大西町脇甲813番6まで
県道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削土生52番2から 同町弓削下弓削209番地先まで
県道	岩城弓削線	越智郡上島町生名440番地先から 同町弓削土生167番まで
県道	横浜生名港線	越智郡上島町生名441番2から 同町生名1883番地先まで
県道	才之原菊間線	松山市才之原甲662番7から 今治市菊間町浜106番まで
県道	湯山北条線	松山市粟井河原431番地先から 同市下難波甲234番1地先まで
県道	平田北条線	松山市平田町223番2から 同市内宮町甲512番1まで
県道	久米垣生線	松山市余戸中六丁目3073番3から 同市余戸中二丁目3321番2まで
県道	粟井浅海線	松山市中西内614番1から 同市浅海本谷甲218番1地先まで
県道	六軒家石手線	松山市中央一丁目10番1地先から 同市道後緑台1341番1地先まで
		松山市道後町一丁目928番1地先から 同市石手三丁目甲553番2まで
		松山市道後町一丁目928番1地先から 同市南町二丁目612番1地先まで
県道	道後公園線	松山市道後町一丁目928番1地先から 同市南町二丁目612番1地先まで
県道	松山市停車場線	松山市湊町五丁目5番1地先から 同市千舟町五丁目7番1地先まで
県道	松山松前伊予線	松山市空港通一丁目212番2から 同市余戸中六丁目3073番3まで

		松山市余戸中二丁目3321番2から 同市余戸南四丁目3389番4まで 伊予郡松前町大字西高柳字宮川原67番1地先から 同町大字筒井字宗意畑1113番3まで
県道	松山川内線	松山市鷹子町520番4地先から 東温市西岡字木原甲96番7まで 東温市北方字西中村甲2777番1地先から 同市則之内字保免乙2518番7地先まで
県道	久米垣生線 伊予松山港線	松山市北井門二丁目196番3から 同市北吉田町1006番38地先まで
県道	森松重信線	東温市牛渕字千田833番1地先から 同市横河原字音井526番11地先まで
県道	寺尾重信線	東温市横河原字音井518番4地先から 同市横河原字音井526番11地先まで
県道	美川松山線	東温市下林字枝松甲2010番1地先から 同市田窪字海稲1416番8地先まで 東温市牛渕字千田833番1地先から 同市牛渕字砂子地1057番3地先まで
県道	八倉松前線	伊予郡松前町大字筒井字竹垂木803番1地先から 同町大字浜字東州美吉752番4地先まで
県道	砥部伊予松山線	伊予郡松前町大字西高柳字新田109番1地先から 松山市余戸南四丁目3389番4まで
県道	広田双海線	伊予市双海町上灘字船屋久保成314番6地先から 同町上灘字外堀甲5710番1地先まで
県道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4509番2地先から 同町上黒岩2150番まで
県道	東川上黒岩線	上浮穴郡久万高原町七鳥2465番から 同町上黒岩2907番地先まで
県道	鳥首五十崎線	大洲市成能字大地原甲517番1から 喜多郡内子町五十崎甲1195番1地先まで 喜多郡内子町五十崎甲1195番1地先から 同町五十崎甲1697番1まで
県道	八幡浜保内線	八幡浜市大平1番耕地306番2から 同市字白浜1536番地5地先まで
県道	三机港線	西宇和郡伊方町三机字大平乙1062番1から 同町塩成字ホドノ坂2039番1まで
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町三机乙3386番1から 同町九町2番耕地611番13まで 西宇和郡伊方町九町2番耕地611番13から 同町九町3番耕地119番6まで 西宇和郡伊方町九町3番耕地119番6から 八幡浜市保内町喜木津1番耕地1069番4まで
県道	宇和高山線	西予市宇和町卯之町二丁目499番地から 同市明浜町宮野浦乙2番10まで
県道	伊予宮野下停車場務田線	宇和島市三間町宮野下592番から 同町迫目331番まで
県道	玉津港線	宇和島市吉田町白浦2003番9から 同町立間字雪森2番耕地1783番3まで
県道	河内立間停車場線	宇和島市吉田町立間2番耕地2266番から 同町立間2番耕地78番1まで
県道	西谷吉田線	宇和島市三間町則1680番から 同市吉田町立間2番耕地2266番まで
県道	下鍵山松野線	北宇和郡鬼北町大字興野々339番2地先から 同郡松野町大字延野々1510番1地先まで
県道	小倉三間線	北宇和郡鬼北町大字小倉209番3地先から 同町大字清水1142番2まで
県道	久良城辺線	南宇和郡愛南町御荘平城3638番4から 同町城辺甲2934番地先まで

県道	深浦港線	南宇和郡愛南町深浦1879番地先から 同町垣内518番地先まで
県道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦95番6から 同町御荘平城3995番4まで
県道	中浦西海線	南宇和郡愛南町中浦98番3から 同町船越1611番地先まで
県道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町広見3623番3から 同町緑乙720番3まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年10月1日

○愛媛県告示第512号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画駐車場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和元年9月13日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第513号

松前町岡田土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6

項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年9月13日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松前町岡田土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 松前町岡田土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和元年9月17日から10月16日まで

3 縦覧場所

松前町役場本庁

○愛媛県告示第514号

次のとおり落札者を決定した。

令和元年9月13日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
行政情報処理端末機等の借入れ一式	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和元年7月31日	四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目1番地の15	2,596,000円 (月額)	一般競争入札	令和元年6月18日

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、令和元年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和元年9月13日

愛媛県知事 中村時広

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁会議室（第一別館5階会議室）

2 試験の日時

令和元年11月8日（金）10時

3 受験願書の提出期間

令和元年10月2日（水）から11日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

愛媛県土木部土木管理課又は住所を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

監 査 公 表

○公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年9月13日

愛媛県監査委員 本 田 和 良
同 永 井 一 平
同 越 智 忍
同 毛 利 修 三

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
保 健 福 祉 課	平成30年8月22日

(監査の結果)

収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
16年度及び17年度	508者	45,025,790	平成29年度決算による

(措置の内容)

未収入金の収入確保については、市町に対し、借受人や連帯保証人へ連絡等を行い、生活状態等の確認や償還督促を実施し、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請してきたところ。

その結果、平成29年度末の未収入金45,025,790円のうち、平成30年度中に109,130円を回収し、1名が完済となった。また、借受人の行方不明などで回収不能と判断した2名について、258,400円を債権放棄した結果、平成30年度末には、前年度より債務者数で3者減の505者、収入未済額で367,530円減の44,658,260円となっている。

なお、令和元年度からは、借受人が時効援用申立てを行った場合は、連帯保証人への追跡調査・意思確認は行わず、不納欠損処理を行うこととした。

今後とも借受人等の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
医 療 対 策 課	平成30年8月22日

(監査の結果)

1 看護職員修学資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	0	1,800,000	1,800,000	金額は各年度の決算による
28年度	0	1,800,000	1,800,000	
差引増減	0	0	0	

2 収入未済の延滞金（看護職員修学資金貸付金償還金に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
26年度・27年度	2者	61,000	平成29年度決算による

(措置の内容)

1 看護職員修学資金貸付金償還金について、下記のとおり未収入が生じているものであり、文書及び電話等による償還指導に努めている。

年 度	債務者A	債務者B	計
22年度	384,000		384,000
23年度	384,000		384,000

24年度	384,000		384,000
25年度		216,000	216,000
26年度		432,000	432,000
計	1,152,000	648,000	1,800,000

【債務者への対応状況】

○債務者A

平成23年度から電話や文書、面談による納付指導を実施したところ、平成25年12月に免除申請したい旨の申し出があり関係書類を送付。その後、関係書類の提出が無いため電話及び文書で指導。平成30年度も引き続き指導していたところ、免除に係る必要書類の提出があったため、9月に1,152,000円の返還免除を行った。

○債務者B

電話、文書による督促を実施していたところ、平成26年5月に、本人から給与収入の減により返還が難しい旨連絡があった。その後、電話及び文書で督促を継続しているが電話連絡に応じない状況である。

債務者Bについては、今後も本人及び保証人に対して電話及び文書による督促を行うほか、本人及び保証人の状況を確認し、早期の納付を働きかけたい。

2 看護職員修学資金貸付金償還金に伴う延滞金が下記のとおり生じており、文書及び電話により償還指導に努めていたところ、債務者Aについては、12月に2,188円の返還あり。債務者Bに対しては引き続き償還指導に努めている。

年 度	債務者A	債務者B	計
26年度	2,188	19,145	21,333
27年度		39,667	39,667
計	2,188	58,812	61,000

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
子 育 て 支 援 課	平成30年8月24日

(監査の結果)

1 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	0	1,238,030	1,238,030	金額は各年度の決算による
28年度	195,400	1,227,790	1,423,190	
差引増減	△ 195,400	10,240	△ 185,160	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	8,008,952	246,773,772	254,782,724	金額は各年度の決算による
28年度	9,723,476	247,964,901	257,688,377	
差引増減	△ 1,714,524	△ 1,191,129	△ 2,905,653	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	190,544	20,058,827	20,249,371	金額は各年度の決算による
28年度	210,044	20,425,201	20,635,245	
差引増減	△ 19,500	△ 366,374	△ 385,874	

(措置の内容)

- 児童扶養手当返還金については、督促など納入指導に努めているが、令和元年5月末時点で収入未済額は1,034,740円となっている。
 納入指導については、制度の趣旨や返還金の発生理由について説明を行うとともに、個々の債務者の実態に応じて督促等を継続している。また、当該返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、今後も返還金の発生の未然防止に努めたい。
- 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子・父子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。
 滞納となったものについては、資金の貸付けの段階から本人への相談・指導にあたっている県下の母子・父子自立支援員全員の協力を得ながら、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。
 また、平成30年3月の一斉催告から、一度も償還のない者等、本庁所管分の310件（未納額141,953,174円）について、一斉に催告書を発出し、収入未済額の減少に努めた。
 これらの結果、前年度からの滞納繰越分275,032,095円のうち、8,880,510円が平成30年度内に納入されたが、平成30年度償還分6,766,422円が未収となったことから、平成30年度末の収入未済額は272,918,007円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
19年度	1 者	34,796,000	平成29年度決算による

(措置の内容)

債務者のC社は、豚肉の差額関税脱税事件を起こし、国税当局の差押えを受け、休眠状態となったため未収となっているものであるが、未だ返納されていない。
 今後も社長への定期的な訪問や税関との協議を続けるなど、鋭意、返還金の回収に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
労 政 雇 用 課	平成30年8月9日

(監査の結果)

収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
17年度	1 者	8,700	平成29年度決算による

(措置の内容)

電話連絡等を行い、未償還金の回収に努めたが、平成30年度は償還に至らなかった。
 今後とも、催告を継続し、早期完納に向け努力してまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
経 営 支 援 課	平成30年8月7日

(監査の結果)

中小企業振興資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
29年度	1 者	6,746,460	平成29年度決算による

(措置の内容)

当該違約金は、平成29年4月に誓約した分割納付計画に基づき、同年4月から毎月150,000円を回収し、令和4年2月に完済予定となっていたところ。
 しかしながら、本年5月、貸付先から業績不振を理由に当該分割納付計画を見直すよう要望があり、やむを得ないと認められることからこれを承認することとし、本年10月を目途に新たな納付計画を策定する見込みとなっている。
 今後とも、関係金融機関と連携して当該企業の事業再生を支援しながら、適切な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
林 業 政 策 課	平成30年9月3日

(監査の結果)

- 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
障 が い 福 祉 課	平成30年8月24日

(監査の結果)

収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
19年度、20年度及び29年度	2 者	152,000	平成29年度決算による

(措置の内容)

年金受給権者死亡届提出の遅延により発生した心身障害者扶養共済制度年金の過払分（2件）について、年金受給者の遺族に対し返還を求めており、平成19年度及び20年度債権は回収済みであるが、29年度債権は、30,000円が収入未済となっている。
 平成29年度債権については、引き続き市町と連携して、適切に納入指導を行うこととしたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
企 業 立 地 課	平成30年8月9日

(監査の結果)

収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管

収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	0	66,552,890	66,552,890	金額は各年度の決算による
28年度	8,000,000	60,767,890	68,767,890	
差引増減	△ 8,000,000	5,785,000	△ 2,215,000	

2 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
19年度～21年度	3 者	1,055,355	平成29年度決算による

(措置の内容)

1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により平成29年度末で5件66,552,890円（件数は実債務者数）の未収金が生じていた。平成30年度も債務者の資力等にに応じた償還の指導に努めた結果、年度内に2,160,000円が償還された。令和元年度は、5月末までに258,044円の償還があり、令和元年5月末現在の未収金総額は、5件64,134,846円となっている。

今後とも、地方局等を通じて債務者の状況を把握するなど、適正な債権管理を行い、納期限内の収入確保に努めるとともに、適切な償還指導により、未収金の早期収入に努めたい。

2 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違約金については、平成30年度末で3件1,055,355円（件数は実債務者数）の未収金が生じており、いずれも返済資力がなく回収が困難な状況であるが、債務者の資力等を考慮し、貸付金償還金完済後の納入を指導しているところである。

今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
森 林 整 備 課	平成30年9月3日

(監査の結果)

1 県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成29年度末の歳入不足額は22億9,516万円と、前年度より3,635万円減少したものの、平成29年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時（平成11年度）の5割程度まで下落していることから、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けて、より一層努められたい。

2 職員の不注意により公用車による事故（1件）が発生し、当該車両の廃棄及び相手方工作物の毀損等があったほか、当方に人的被害があった。

(措置の内容)

1 県有林経営事業特別会計は、平成27年3月に見直した「県営林経営改善計画」に沿った事業運営を行い、次の新たな改善策を順次推進するなど円滑な経営改善に努めている。

- ①森林を採算林、不採算林に区分し管理。
- ②分収林の不採算林は無償解約、採算林は契約を延長。
- ③県有林の採算林は、70年サイクルの森林を目指す。
- ④平成28年度から人員を削減。（4名→3名）
- ⑤県有林経営事業基金は処分し、償還金に補填。

⑥林業躍進プロジェクト等の施策を積極的に推進。

⑦平成28年度から償還金に対しても一般会計から繰入。

こうした取り組みの結果、平成30年度の単年度収支（繰上充用額を除く。）は3,392万円の黒字となり、30年度末の歳入不足額は前年度に比べ減少し22億6,125万円となったが、依然として歳入不足が生じていることから、今後も経営改善計画を着実に実行し、財政健全化が早期に図られるよう鋭意努力して参りたい。

2 日頃から、交通ルールの遵守はもとより、安全運転の励行と事故防止について注意喚起を行っているところであるが、監査結果を踏まえ、再度、交通事故の防止等、綱紀の肅正について職員に周知徹底を行った。

今後もし引き続き、職員に対する安全運転意識高揚の徹底を図り、再発防止に努めて参りたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
漁 政 課	平成30年9月4日

(監査の結果)

1 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	0	1,891,000	1,891,000	金額は各年度の決算による
28年度	470,000	1,997,000	2,467,000	
差引増減	△ 470,000	△ 106,000	△ 576,000	

2 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
22年度	1 者	969,517	平成29年度決算による

(措置の内容)

1 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営を強いられる中、平成29年度末で2名分1,891,000円の滞納繰越が生じている。これに対して、定期的に本人と面談して、分割による償還を指導してきた結果、平成30年度は、うち1名から計85,000円、残る1名からは96,000円を収入した。

今後とも、適正な償還指導を通じて未収金の早期収入に努め、債権全体の回収に繋げて参りたい。

2 違約金969,517円は長期延滞となっており、定期的に本人と面談し、違約金の早期納入を指導している。当面は、償還金（元本）の完済を優先させ、早期に違約金の支払いが可能となるよう適正な納入指導を継続することとしている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
建 築 住 宅 課	平成30年8月24日

(監査の結果)

住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額 (円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	1,204,032	26,264,600	27,468,632	金額は各年度の決算による
28年度	0	28,258,452	28,258,452	
差引増減	1,204,032	△ 1,993,852	△ 789,820	

(措置の内容)

平成29年度末時点における住宅貸付損害金(101名27,468,632円)の退去滞納者に対しては、催告通知等回収に努めたところ、平成30年度中に1名から722,700円の入金があり、26,745,932円となった。

また、分割納入中の者から25,825円の入金があったため、最終的な過年度分未収金については100名26,720,107円となった。

なお、新たに提訴した明渡訴訟により退去した者への住宅貸付損害金4名649,283円が発生し、うち1名から116,954円の入金があった。残り3名についても催告通知等回収に努めたが、結果的に入金等を得ることが出来ず、平成30年度末現在で住宅貸付損害金は、103名27,252,436円となった。引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

区分	収入未済額 (円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	532,329	26,720,107	27,252,436	金額は各年度の決算による
29年度	1,204,032	26,264,600	27,468,632	
差引増減	△ 671,703	455,507	△ 216,196	

現在の未収額は、過年度分と合わせて296,639,966円となった。

今後は、返還指導をより一層徹底し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
人権教育課	平成30年8月27日

(監査の結果)

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額 (円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	32,429,006	568,159,022	600,588,028	金額は各年度の決算による
28年度	43,065,880	543,490,916	586,556,796	
差引増減	△ 10,636,874	24,668,106	14,031,232	

(措置の内容)

平成30年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、62,138,866円の調定額に対し、収納額36,186,151円となっており、収納率は58.2%であった。

滞納繰越分については、償還金の未納者に対して、督促状の発行や各種通知文に未納額を掲載して納入を促すとともに、県担当者が奨学生であった者やその保護者と面談するなどして返還指導を実施した結果、平成30年度中に18,180,732円を収納し、平成31年3月末現在では581,714,900円となったが、新たに平成30年度の未収金25,952,715円が発生したことから、平成30年度末の収入未済額は607,667,615円となっている。

平成23年度からはすべての未納対象者に対し「未納状況通知書」を送付することで、さらに返還を促すとともに、平成25年度からは奨学生指導員を1名配置し、市町担当者と連携を密に図り、返還に係る相談者にも丁寧に対応している。また面接指導の回数を増やすなど係全体体制でより効果的な運用を図っている。

今後は、さらにきめ細やかな返還指導を徹底し、債務者の返還意識を高揚させることで、納期内収入の確保と収入未済額の縮減に一層努めたい。

監査対象機関	監査年月日
教育総務課	平成30年8月17日

(監査の結果)

奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額 (円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	63,035,000	214,927,100	277,962,100	金額は各年度の決算による
28年度	61,477,000	178,630,100	240,107,100	
差引増減	1,558,000	36,297,000	37,855,000	

(措置の内容)

奨学資金貸付金償還金については、奨学生の新規採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ制度の趣旨や返還義務等を指導するとともに、卒業後も、新たに返還を開始する者全員に対し、納入通知書発行に先立ち、文書により納入期限の厳守を指導している。

また、督促・返還指導等を業務とする「奨学生指導員」(非常勤嘱託3名)と係員が連携し、滞納者本人や連帯保証人等に対する訪問や電話での返還指導、資力がありながら返還に応じない滞納者に対する法的措置(裁判所を通じた支払督促や給与等の差し押え)の実施のほか、平成30年度からは回収困難な債権を債権回収会社に委託するなど収入未済額の縮減に取り組んでいる。平成29年度末現在の未収額277,962,100円については、平成30年度に47,079,134円を収納し、令和元年度への滞納繰越額は230,882,966円となった。しかしながら、多量採用した時期(平成21年度前後)の奨学生が返還期にあることなどにより、平成30年度には新たに941件、65,757,000円の未収金が発生したため、平成30年度末

監査対象機関	監査年月日
東予地方局総務企画部	平成30年7月27日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額 (円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	164,765,042	341,240,391	506,005,433	金額は各年度の決算による
28年度	169,614,236	424,459,763	594,073,999	
差引増減	△ 4,849,194	△ 83,219,372	△ 88,068,566	

(措置の内容)

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化期間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進などを実施

し、滞納整理に努力した結果、平成30年度に繰り越した未収入金506,005,433円が令和元年5月31日現在で245,127,292円に減少した。

平成30年度現年課税分については、「自動車税納期内納付キャンペーン」や、コンビニ収納の利用推進などにより納期内自主納税の促進に努めるとともに、滞納者に対しては、早期に財産調査を進め、預金、保険、給与などの差押えを実施するほか、タイヤロックや捜索など積極的に滞納処分を実施することにより、令和元年5月31日時点の未収入金は159,253,840円となった。

今後とも、納税秩序の維持と税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
東予地方局健康福祉環境部	平成30年7月27日

(監査の結果)

- 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当該車両及び相手方車両の廃車があり県に多額な損害を与えた。
- 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	0	279,505	279,505	金額は各年度の決算による
28年度	0	294,505	294,505	
差引増減	0	△15,000	△15,000	

- 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	9,666,564	38,007,301	47,673,865	金額は各年度の決算による
28年度	10,925,504	34,826,418	45,751,922	
差引増減	△1,258,940	3,180,883	1,921,943	

(父子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	23,500	0	23,500	金額は各年度の決算による
28年度	0	0	0	
差引増減	23,500	0	23,500	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	210,949	1,695,074	1,906,023	金額は各年度の決算による
28年度	219,183	1,550,343	1,769,526	
差引増減	△8,234	144,731	136,497	

(措置の内容)

- 職員が公用車を運転する機会が非常に多い職場であることから、平

素より職員には交通法規の遵守、体調管理に万全を期するよう指導してきたところであるが、今後このような事故が発生しないよう、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故防止に努めている。

- 生活保護費戻入金については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう、滞納者に対し督促状・催告書の送付や臨戸訪問による納入指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分279,505円のうち、42,485円が納入された。

しかしながら、滞納者は生活保護受給者や低額の年金受給者であるため、計画どおりの返還が困難となったことや、平成30年度に発生した生活保護費戻入金のうち90,000円が未収となったため、平成30年度の収入未済額は327,020円となったことから、今後も粘り強く返還指導を行い、滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

- 母子父子寡婦福祉資金特別会計の貸付金償還金については、貸付申請時に母子・父子自立支援員が制度を十分説明し適正な償還計画を作成するよう指導するとともに、償還開始直前には借受者に償還が始まることを連絡するなど、適期収入に努めた。

また、償還が滞った者には、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び借主(連帯借主)への電話、臨戸訪問による償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しても借主に対する返済の働き掛けや連帯保証人自身からの償還を依頼するなど、納入指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分49,603,388円のうち、3,871,267円が納入された。

しかしながら、償還者の就職難や疾病などによる経済状況の悪化により償還が困難となる者が多く、平成30年度償還分10,857,308円が未収となったため、平成30年度の収入未済額は56,589,429円となったことから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導を粘り強く行い、納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

監査対象機関	監査年月日
東予地方局建設部	平成30年7月27日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	465,000	6,191,600	6,656,600	金額は各年度の決算による
28年度	346,400	6,242,900	6,589,300	
差引増減	118,600	△51,300	67,300	

(措置の内容)

県営住宅貸付料は、平成29年度末時点で6,656,600円の収入未済であったが、滞納者や連帯保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納入指導に努めた結果、滞納繰越金の約7.3%、485,200円(16名)の納付があった。また、併せて滞納繰越金の約15.7%、1,046,000円(4名)の不納欠損処理を行った。

なお、平成30年度現年度分の収入未済額が549,800円となったことから、平成30年度末現在の収入未済額は、前年度に比べ981,400円減の5,675,200円となっている。

なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡し請求の訴訟を提起することとしている。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
東予地方局今治土木事務所	平成30年7月23日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	711,400	2,008,700	2,720,100	金額は各年度の決算による
28年度	720,900	2,711,600	3,432,500	
差引増減	△ 9,500	△ 702,900	△ 712,400	

(措置の内容)

平成29年度末時点で2,720,100円(39名)の収入未済額があったが、30年度においても納入促進を図るため、滞納者に対して定期的に戸別訪問等による納入督促を行った。

また、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力に納入指導を実施するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し訴訟を提起することとした。

この結果平成30年度は、滞納繰越金の27.4%、747,400円(26名)の納入があり、併せて626,500円(2名)の不納欠損処理を行った。また、平成30年度現年度分の収入未済額が1,038,000円となり、平成30年度末現在の収入未済額は、前年度に比べ335,900円減の2,384,200円となった。今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理に努めて参りたい。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局総務企画部	平成30年7月24日

(監査の結果)

収入未済の違約金(電気調達契約に係るもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
28年度	1者	1,038,231	平成29年度決算による

(措置の内容)

平成28年度違約金の納入義務者であるD組合は、平成28年3月9日に契約解除通知が送付され、平成28年3月31日に契約を解除した。

その後、平成28年4月15日管轄の裁判所において破産手続が開始され、平成28年6月27日破産管財人に対し、当該収入未済を(公営企業局分と合わせて愛媛県の)破産債権として届出書を発出した。

平成30年5月10日付けで破産管財人から配当額の確定通知があり、当局的違約金に係る配当金(247,337円)は、平成30年6月21日に公営企業管理局に振込がなされ、当局へは平成30年7月3日に配当金の振込があった。

平成30年9月26日に管轄の裁判所が破産手続終結を決定し、10月5日に官報で公告されたことにより、今後の債権回収が不可能となったことから、回収不能額(790,894円)については、平成31年2月定例県議会に「権利の放棄」に係る議案を提出し、議決されたため、平成31年3月14日付けで不納欠損処理を行った。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局総務企画部	平成30年7月24日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	251,715,372	528,859,269	780,574,641	金額は各年度の決算による
28年度	319,685,838	623,074,294	942,760,132	
差引増減	△ 67,970,466	△ 94,215,025	△ 162,185,491	

(措置の内容)

現年課税分のうち自動車税については、「納期内納付キャンペーン」を実施し、コンビニ及びクレジットカード収納の利用促進により、納期内納付を促進した。

また、県税の納付(現年分及び繰越分)については、愛媛県徴収確保対策本部において策定された滞納整理方針及び数値目標に基づき、迅速な差押の実施と換価処分の促進、税務職員の相互併任等の市町と連携した滞納整理の推進など、効果的・効率的な徴収対策を実施した。

さらに、中予地方局では、平成24年度に設置した「愛媛県特別滞納整理班」に県内の徴収困難案件や煩雑な公売案件を集約し、時期を逃さず専門的な滞納処分に取り組んだ。

これらの取り組みの結果、現年度分と滞納繰越分を合わせた収入未済額は、平成29年度の780,574,641円から平成30年度には634,183,006円となり、146,391,635円、18.75%の減少となった。

なお、納期限内納付率は、金額ベースでほぼ前年と同じ97.62%であるが、このうち自動車税は86.48%で、対前年比0.7%増となった。

今後とも引き続き、納税秩序を確立し、税負担の公平性と県税収入の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めて参りたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	246,174,486	388,008,520	634,183,006	金額は各年度の決算による
29年度	251,715,372	528,859,269	780,574,641	
差引増減	△ 5,540,886	△ 140,850,749	△ 146,391,635	

監査対象機関	監査年月日
中予地方局健康福祉環境部	平成30年7月24日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	2,104,220	12,061,090	14,165,310	金額は各年度の決算による
28年度	1,883,525	10,394,765	12,278,290	
差引増減	220,695	1,666,325	1,887,020	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金

償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	1,875,622	8,817,653	10,693,275	金額は各年度の決算による
28年度	2,120,547	8,725,084	10,845,631	
差引増減	△ 244,925	92,569	△ 152,356	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	127,128	1,678,412	1,805,540	金額は各年度の決算による
28年度	127,128	1,683,980	1,811,108	
差引増減	0	△ 5,568	△ 5,568	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金の過年度収入未済額については家庭訪問や電話、文書等で納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額14,165,310円に対し、115,000円の納入があったが、平成30年度現年度償還分2,275,450円が未納となったことから、平成30年度末現在の収入未済額は16,325,760円となっている。

滞納者は、生活保護を受給中又は受給していた者で、厳しい生活状況にはあるが、今後も、家庭訪問や電話、文書等により返還指導を行い、収入の確保と収入未済額の縮減に努めたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始直前には借主に償還が始まる旨を通知し、口座振替を勧めるなど納期限内の収入確保に努めた。

また、未償還者には、借主(連帯借主)に対する督促状・催告書の送付や滞納状況の通知、電話や訪問による督促とともに、連帯保証人にも、借主に対する返済の働き掛けや自身からの償還を求めている。なお、償還不能となった未収金については不納欠損の手続きを行い、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの繰越滞納額12,498,815円を、2,993,471円減額することができた。

しかしながら、未償還者には、疾病や不安定な雇用状況等から生活に困窮し償還が困難となっている者が多く、また、平成30年度は現年度償還分2,022,158円が未収となったことから、平成30年度末現在の収入未済額は、11,527,502円となっている。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の整理・縮減に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局建設部	平成30年7月24日
(監査の結果)	
1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。	

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	6,236,602	17,881,330	24,117,932	金額は各年度の決算による
28年度	6,799,553	20,220,030	27,019,583	
差引増減	△ 562,951	△ 2,338,700	△ 2,901,651	

2 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
28年度	1者	5,794	平成29年度決算による

3 収入未済の河川不法投棄処分費用負担金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	1者	248,400	平成29年度決算による

(措置の内容)

1 平成29年度末における県営住宅貸付料滞納分(24,117,932円)については、愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領及び愛媛県県営住宅指定管理者業務仕様書に基づき、本人に対する督促状の送付、電話や訪問による督促、呼出しによる納入指導を行うとともに、保証人に対する納入指導依頼を行うほか、債権回収業者への収納業務委託により滞納の解消に努めている。

この結果、平成31年3月末日現在において、4,837,402円納付により滞納額が19,280,530円に減少した。今後とも住宅貸付料の納期限内収入に留意するとともに、滞納繰越分についても収入確保に努めたい。

2 納入義務者は、平成30年4月27日に破産手続きが終結し、同年5月1日付で商業登記簿が閉鎖され、法人格が消滅している。残る収入未済額5,794円については、愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理に努めたい。

3 納入義務者は、平成30年4月に保護決定を受け、現在も生活保護を受給している状況である。

定期的に就労状況等の確認を行うなど、適切な債権管理に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局久万高原土木事務所	平成30年7月24日

(監査の結果)

収入未済の違約金及び前払金余剰額に対する利息(いずれも工事請負契約の解除に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

(違約金)

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
26年度	1者	270,100	平成29年度決算による

(利息)

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
26年度	1者	247,885	平成29年度決算による

(措置の内容)

平成26年度違約金及び過払前払金返還利息の納入義務者であるE社は、平成26年6月27日に工事続行不能届の提出があり、同日、工事請負契約を解除した。

その後、平成26年9月11日管轄の裁判所において破産手続が開始され

たため、平成27年1月30日付けで、当該収入未済を破産債権として届出書を提出していたところ、平成28年9月22日付けで費用不足により破産手続廃止の決定が確定した。

今後は、愛媛県債権管理マニュアルに基づく適切な債権管理を行いたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成30年7月11日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	54,765,141	68,757,523	123,522,664	金額は各年度の決算による
28年度	58,704,070	92,796,452	151,500,522	
差引増減	△ 3,938,929	△ 24,038,929	△ 27,977,858	

(措置の内容)

平成30年度現年度課税分については、前年度に引き続き自動車税納期内納付キャンペーン(街頭啓発)やコンビニ収納・口座振替の推進などによる納期内自主納税の促進に努め、さらに、債権差押・タイヤロック等積極的な滞納処分を実施したことにより、出納閉鎖時の未収金は47,994,488円となり、前年度に比べて6,770,653円減少した。

平成30年度滞納繰越分については、滞納整理方針及び数値目標に基づき計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化期間の設定、債権差押の徹底と換価処分の促進、局独自文書催告など徴収確保に努め、本局管内(平成24年度から)及び支局管内(平成26年度から)において取り組んでいる「県・市町税務職員の相互併任」による個人県民税等の滞納案件に係る徴収確保等により、平成29年度に繰越した未収入金123,522,664円は令和元年5月31日現在56,365,456円となり、67,157,208円減少した。

これらの取組の結果、現年度分、滞納繰越分を合わせた収入未済額は、平成29年度末の123,522,664円から、平成30年度末には104,359,944円となり、19,162,720円、15.51%の減少となっている。

今後も、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	47,994,488	56,365,456	104,359,944	令和元年5月31日現在
29年度	54,765,141	68,757,523	123,522,664	平成30年5月31日現在
差引増減	△ 6,770,653	△ 12,392,067	△ 19,162,720	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成30年7月11日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	1,547,610	9,767,504	11,315,114	金額は各年度の決算による
28年度	598,911	9,554,047	10,152,958	
差引増減	948,699	213,457	1,162,156	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	6,351,819	25,871,080	32,222,899	金額は各年度の決算による
28年度	7,132,624	22,944,203	30,076,827	
差引増減	△ 780,805	2,926,877	2,146,072	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	163,104	2,595,906	2,759,010	金額は各年度の決算による
28年度	182,320	2,635,157	2,817,477	
差引増減	△ 19,216	△ 39,251	△ 58,467	

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	645,756	2,864,276	3,510,032	金額は各年度の決算による
28年度	829,760	2,094,516	2,924,276	
差引増減	△ 184,004	769,760	585,756	

(八幡浜支局)

(措置の内容)

1 平成29年度末において、生活保護費戻入金の収入未済額が11,315,114円であったが、納入指導を行った結果、平成31年3月末までに未納額が403,220円減額となり、最終未納額は10,911,894円となった。

未納者は55名であり、うち28名は保護を廃止、残り27名は保護中である。

未納者に対しては、今後も継続して返還指導してまいりたい。

なお、平成30年度の現年度分の生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

30年度生活保護費戻入金収入状況表

令和元年5月31日現在

30年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
10,725,494円	5,145,894円	5,579,600円	47.9%

未納者18名

2 収入未済額の縮減を図るため、資金の貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼を行うほか、償還開始前には借主に対し、口座振替を勧めるなど、期限内納付の促進に努めた。

なお、償還が滞った場合には、借主（連帯借主）に対し督促状の送付、電話や訪問による継続的な償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けや可能な範囲での支援を要請したほか、時効援用のあった未収金について不納欠損の手続きを行い、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額34,981,909円は、平成31年3月31日現在で4,090,986円の償還があり、滞納者111名中17名が償還済みとなったほか、63名からは一部納入を得ることができた。また、時効援用のあった未収金1,600,446円を不納欠損した。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況等から、生活困窮者、多重債務者など依然として償還困難者が多く、平成30年度現年度分を加えた出納閉鎖時（令和元年5月31日）の償還未済額は35,398,425円（現年度分6,107,948円、滞納繰越分29,290,477円）となっている。

今年度の取り組みとして、滞納者への催告書の送付をするともに、日々の母子・父子自立支援員の電話催告等に応じない滞納者に対して、同支援員の協力を得て戸別訪問による償還指導や就労情報提供等を積極的に行っていく。さらに、納付書で納付している償還者に償還金の口座振替を推進し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

また、消滅時効（10年）を過ぎた主債務者（借主、連帯借主）から時効援用の申し立てがあった場合、不納欠損処理を行うこととしている。

3 平成29年度末において収入未済額が3,510,032円あり、訪問や電話等による納入指導を行った結果、平成31年3月末までに3名から、92,750円納入され、未納額は3,417,282円となった。

未納者は16名であり、うち8名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、平成30年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

30年度生活保護費戻入金収入状況表

令和元年5月31日現在

30年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
10,168,906円	9,932,906円	236,000円	97.7%

未納者3名

監査対象機関	監査年月日								
南予地方局産業経済部	平成30年7月11日								
<p>(監査の結果)</p> <p>収入未済の賠償金（公用車事故に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。</p> <table border="1"> <tr> <th>調定年度</th> <th>債務者数</th> <th>収入未済額（円）</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>1者</td> <td>191,775</td> <td>平成29年度決算による</td> </tr> </table> <p>(八幡浜支局)</p>		調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考	22年度	1者	191,775	平成29年度決算による
調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考						
22年度	1者	191,775	平成29年度決算による						
<p>(措置の内容)</p> <p>平成29年6月28日に債務者本人が死去したため、法定相続人に対して相続の意思の確認を行ってきた結果、全相続人の相続放棄を確認したことから、県庁主管課を通じ債権放棄の手続きをした。</p> <p>結果、平成31年2月定例県議会において権利の放棄の議決がなされ、これを受け、31年3月15日に不納欠損処理を行った。</p>									

監査対象機関	監査年月日
南予地方局建設部	平成30年7月11日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	369,100	701,800	1,070,900	金額は各年度の決算による
28年度	336,800	663,000	999,800	
差引増減	32,300	38,800	71,100	

(措置の内容)

平成29年度末時点で1,070,900円（15名）の収入未済額があったが、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付・呼出し・訪問等納付指導に努めた結果、現年度分（平成29年度分）362,700円（10名）の納付があり、収入未済額は708,200円（5名）となっている。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めて参りたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	873,500	708,200	1,581,700	金額は各年度の決算による
29年度	369,100	701,800	1,070,900	
差引増減	504,400	6,400	510,800	

監査対象機関	監査年月日
南予地方局大洲土木事務所	平成30年7月11日

(監査の結果)

職員（16名）の超過勤務手当について、同一週を超えた週休日の振替に伴う超過勤務手当及び休日給（平成29年9月及び10月分）が220,997円の支給不足となっていた。

(措置の内容)

えひめ国体・えひめ大会関係の超過勤務手当・休日給であり、対象16名に対して、超過勤務手当・休日給の追給額（計221,661円）から追徴所得税額（計33,000円）を控除した額（計188,661円）を、平成30年5月15日付で口座振替により追給した。

また、1名については、振替にかかる超過勤務支給率の誤りが判明したため、468円を同日付で返納させた。（土木管理課による財務オンライン処理）

今後は勤務日の振替簿とのチェックを確実にし、支給に際しては管理職とのダブルチェックを実施する等により、再発防止に努めます。

監査対象機関	監査年月日
南予地方局八幡浜土木事務所	平成30年7月11日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	367,700	737,600	1,105,300	金額は各年度の決算による
28年度	259,300	920,700	1,180,000	
差引増減	108,400	△ 183,100	△ 74,700	

2 継続して占用を許可していた占用物件に係る河川占用料（1件）について、過去3年にわたり未調定（8,400円）となっていた。また、継続して占用を許可していた占用物件に係る道路占用料（2件）について、過去3年にわたり調定不足（225円）となっていた。

（措置の内容）

平成29年度から30年度に繰り越された1,105,300円については、30年度中に行った督促及び不納欠損により、全額解消した。

また、平成30年度末に新たに発生した収入未済額85,500円については、出納閉鎖後も粘り強い督促等を続けているところである。

今後とも、粘り強く督促を続け、収入未済額の縮減及び納期限内の収入確保に努めてまいりたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	85,500	0	85,500	令和元年5月31日現在
29年度	367,700	737,600	1,105,300	
差引増減	△ 282,200	△ 737,600	△ 1,019,800	

2 河川占用料の未調定分8,212円及び道路占用料の調定不足分225円（平成27～29年度分）については、過年度調定を行い、すべて収納済みとなっている。（河川占用料の平成29年度分については、占用物件が一部廃止となったため、平成27年度及び平成28年度調定額（2,800円）から188円を減額した2,612円を調定している。）

なお、未調定及び調定不足となっているものが他にないか、総点検を行い、他にはないことを確認したほか、占用料の継続物件の調定手続において、ダブルチェックはもとより当初占用許可との内容照合を十分に行うなど、調定誤りの未然防止に努めている。

（措置の内容）

1 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対し、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、四半期毎に徴収検討会議を開催し、未納状況について情報を共有するとともに、滞納者の生活状況や重点的に納付を指導すべき未収金について検討を行い、文書催告や臨戸訪問等により積極的に滞納整理を行った。

今後とも、保護者との連絡を密にし、収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)		
	平成29年11月30日現在	平成29年度末現在 (平成30年度への繰越額)	平成30年11月30日現在
29年度 現 年 分	5,896,880	6,974,930	6,772,050
29年度 滞納繰越分	27,080,500	26,738,400	20,751,960
計 ①	32,977,380	33,713,330	27,524,010
30年度 現 年 分 ②	—	—	5,907,410
合 計 (①+②)	32,977,380	33,713,330	33,431,420

2 平成30年4月に債務者の破産手続が開始され、破産債権届出書を管轄の裁判所に提出し、平成30年12月に簡易配当の通知がなされた。

配当見込額は13,686円で、平成31年1月10日に支払の予定であることから、収納の手続きを行い、未収金についての適切な債権管理に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)		
	平成29年11月30日現在	平成29年度末現在 (平成30年度への繰越額)	平成30年11月30日現在
29年度 現 年 分	68,814	68,814	68,814

3 職員に対する交通安全の職場研修等の実施により、より一層の交通法規の遵守と交通安全の徹底を図った。引き続き、事故の未然防止に努めて参りたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
福 祉 総 合 支 援 セ ン タ ー	平成30年5月10日

（監査の結果）

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	6,974,930	26,738,400	33,713,330	金額は各年度の決算による
28年度	6,870,070	25,639,750	32,509,820	
差引増減	104,860	1,098,650	1,203,510	

2 収入未済の非常勤嘱託職員報酬返納金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
29年度	1者	68,814	平成29年度決算による

3 職員の不注意により公用車による事故が発生（1件）し、当該車両及び相手車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 子 ども ・ 女 性 支 援 セ ン タ ー	平成30年4月16日

（監査の結果）

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	1,224,040	7,091,091	8,315,131	金額は各年度の決算による
28年度	1,056,630	10,835,971	11,892,601	
差引増減	167,410	△ 3,744,880	△ 3,577,470	

（措置の内容）

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状の送付をするとともに、徴収会議において未納者の状況を把握し、電話催告、戸別訪問を実施し、収入未済額の縮減に努めている。

今後とも、負担金の適時・適切な収入に留意するとともに、滞納繰越

分については、面接やケース訪問時を利用して保護者との連絡を密にし、期限内納入の啓発に努めるとともに、効果的な督促を行い収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)		
	平成29年12月31日現在	平成30年度への繰越額 (平成29年度末現在)	平成30年11月30日現在
平成29年度分	1,036,380	1,224,040	1,167,840
滞納繰越分	11,765,901	7,091,091	7,037,091
計 ①	12,802,281	8,315,131	8,204,931
平成30年度分②	—	—	968,410
合 計 (①+②)	12,802,281	8,315,131	9,173,341

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南予子ども・女性支援センター 平成30年5月17日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	2,821,630	7,473,790	10,295,420	金額は各年度の決算による
28年度	2,245,030	6,441,920	8,686,950	
差引増減	576,600	1,031,870	1,608,470	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、12月に催告書を送付するとともに、徴収会議を開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、訪問または電話による重点的な納入催告に努めた。

その結果、平成30年度に繰り越した未収金10,295,420円の内、平成31年3月末現在160,200円を収納し、1,582,750円を不納欠損処理した。

今後とも、負担金の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分についても、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、その縮減に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)	
	平成30年度への繰越額 (平成29年度末現在)	令和元年5月31日現在
平成29年度分	2,821,630	2,686,630
滞納繰越分	7,473,790	5,865,840
計 ①	10,295,420	8,552,470
平成30年度分②	—	2,932,140
合計 (①+②)	10,295,420	11,484,610

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

子 ども 療 育 セ ン タ ー 平成30年5月11日

(監査の結果)

子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	774,035	3,111,808	3,885,843	金額は各年度の決算による
28年度	938,607	3,419,620	4,358,227	
差引増減	△ 164,572	△ 307,812	△ 472,384	

(措置の内容)

子ども療育センター利用料金については、保護者等に対し、施設サービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、納期限内の収入確保に努めた。また、滞納となった者については、督促状・催告書の送付や電話催告のほか、来所の機会(夜間・休日を含む)による直接面談を行い、早期納入について指導するなど収入未済額の縮減に努めた。

今後とも、利用料金の適期収入に留意するとともに、収入未済額の縮減については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区 分	収入未済額 (円)			
	平成30年度への繰越額 (平成29年度末現在)	平成30年10月31日現在	差引増減	備 考
滞納繰越分	～平成28年度分	3,111,808	2,706,289	△ 405,519
	平成29年度分	774,035	328,962	△ 445,073
	計	3,885,843	3,035,251	△ 850,592

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

農 林 水 産 研 究 所 平成30年5月15日

(監査の結果)

収入未済の食卵委託販売契約に係る生産物売払収入について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
25年度	1 者	1,221,731	平成29年度決算による

(措置の内容)

債務者であるE組合の民事再生計画認可決定が、平成27年3月20日に確定し、債権額1,367,326円(食卵代金1,366,484円+延滞利息842円)は120,278円(食卵代119,436円+延滞利息842円)に減額され、同額が平成27年5月20日弁済された。さらに、平成29年9月11日25,317円(食卵代)が2回目として弁済された。

また、再生計画認可の決定が確定した後3年が経過したことから、平成30年3月20日付けで再生手続き終結が決定された。

これを受け、債券回収が困難であると考えられるため、県債権管理マニュアルに基づき債権を放棄することとし、平成31年2月議会において債権放棄が議決された。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

警 察 本 部 平成30年8月27日

(監査の結果)

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	2,396,000	4,316,356	6,712,356	金額は各年度の決算による
28年度	3,066,000	4,531,356	7,597,356	
差引増減	△ 670,000	△ 215,000	△ 885,000	

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	377,626	902,200	1,279,826	金額は各年度の決算による
28年度	415,400	784,300	1,199,700	
差引増減	△ 37,774	117,900	80,126	

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
17年度及び19年度	2者	809,000	平成29年度決算による

4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(9件)し、当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 放置違反金について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、督促状や催告書の送付をはじめ、電話による催促、滞納者の住居地や勤務地へ直接赴いての面接・所在調査等の訪問による催促、会計員の直接訪問による現金徴収及び財産調査に基づく預金口座及び生命保険契約の解約返戻金の差押え並びに滞納者の勤務先に対する給料差押え催告を実施し積極的な回収を実施した。

結果として、平成29年度未収金6,712,356円のうち平成31年2月末までに3,310,000円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

今後も、訪問による催促活動や所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努めたい。

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、督促状や催告書の送付をはじめ、電話による催促、滞納者の住居地や勤務地へ直接赴いての面接、所在不明者への追跡調査の強化、会計員の直接訪問による現金徴収及び財産調査に基づく預金口座及び生命保険契約の解約返戻金の差押え並びに滞納者の勤務先に対する給料差押え催告を積極的に実施した結果、平成29年度未収金1,279,826円のうち平成31年2月末までに306,200円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

今後も、訪問による催促活動や所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努めたい。

3 損害弁償金の収入未済額のうち、平成17年度調定分(収入未済額424,000円)については、平成17年10月に発生した拾得金詐欺事件に係る損害弁償金であるが、平成29年度までに損害弁償金519,000円のうち95,000円が収納されている。

債務者は当初から平成26年7月まで刑務所に収監されており、出所後は生活保護を受けていたが、平成27年11月に再度刑務所に収監されていた。平成30年2月頃に出所したことを確認したため、同年3月に債務返済の書類を送付したが1度目は不達、同年5月に2度目の送付を行い受領は確認できたものの未回答のままであった。

平成30年8月に本人から警察本部に電話連絡があったため、即日面

接を実施し、本人の弁償の意思を確認したことから、誓約書を聴取した。現在は損害弁償金を納付できない状況にあるが、今後も連絡を取り続け、可能な限り早期の納付に努めさせることとする。

平成19年度調定分(収入未済額385,000円)については、平成19年6月に発生した本部庁舎損壊事件に係る損害弁償金であるが、平成29年度までに損害弁償金924,000円のうち539,000円が収納されている。

債務者とは都度面談して納入意思は確認しているものの、生活に困窮し生活保護等を受けている状況であり、現在は損害弁償金を納付できないとのことであるが、定期に連絡を行い債務承認について記録化するなど、債権の時効による消滅防止に努めている。

4 職員の交通事故防止対策は、警務部教養課安全運転指導係により、

- ・専門知識を有する職員による交通事故防止教養等の実施
- ・初任科生に対する運転教養、二輪車運転指導・検定の実施
- ・警察車両運転免許受検者に対する教養・訓練の実施
- ・交通事故を惹起した職員に対する教養・実技講習の実施
- ・職員の交通事故防止意識の高揚を図るため、交通事故発生状況と特徴の分析に基づく定期的な教養資料の作成・発出

などの諸対策を推進している。

特に、不注意による事故が多発していることから、職員一人一人に交通事故防止への意識及び運転時の緊張感を持たせるため、本年度から、各所属に安全運転指導者を指名し、教養課安全運転指導係と連携を取りながら、本部主導の事故防止対策だけでなく、各所属においても安全運転指導者が中心となって

- ・動画を使用した危険予測トレーニング
- ・若手職員に対する運転訓練
- ・職員の事故事例を基にした小集団検討会

などの交通事故防止意識の醸成を目的とした、事故防止対策を実施している。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 警 察 署	平成30年3月16日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
18年度	1者	789,931	平成29年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 平成18年6月に発生した公用車両損傷に係る損害弁償金であるが、損害弁償金799,931円のうち平成29年度までに10,000円の収納となっている。

債務者は、損害弁償金の一部を納付後、一時所在不明となり追跡調査を続けた結果、平成28年9月、県内警察署での逮捕勾留中の債務者を確認し支払誓約書を徴収した。平成30年9月、現在の収容先である刑務所に支払催促通知及び支払誓約書を郵送し、新たな支払誓約書を徴収している。

今後も定期的に連絡を取りつつ資産の調査等も実施し、可能な限り早期の収納に努めたい。

2 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。

(1) 指導教養の徹底

朝礼、幹部会議、定例研修会、電子回覧等において、職員の交通事故発生状況、事故形態分析による再発防止を含めた交通事故防止について、反復継続した教養を実施している。

- (2) 実践的な事故防止訓練等の実施
教養課安全運転指導係による交通事故防止訓練の実施、自動車警ら係員等に対するドライブレコーダーの画像を活用した事故防止教養により、運転技術の向上等を図っている。
- (3) 同乗者による確認の徹底
車両に同乗した際の走行時の安全確認、後退時の確実な誘導の徹底について教養し、事故防止に努めている。
- (4) 公用車の整備点検
朝礼終了後、稼働予定の車両について日常点検の実施と日常点検整備実施簿の作成及び定期的な洗車を行うなど適正な公用車管理の徹底を図っている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 東 警 察 署	平成30年3月16日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
29年度	4 者	459,784	平成29年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生（8件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 損害弁償金の収入未済額のうち、平成29年5月に発生した被留置者による建造物損壊事案に係る損害弁償金であるが、損害弁償金28,080円について債務者より支払誓約書を徴取しているものの県外の刑務所に移送され現在も服役中である。平成30年7月に支払催促通知を送付している。

今後も定期的に連絡を取りつつ資産の調査等も実施し、可能な限り早期の収納に努めることとする。

このほか、平成29年11月に発生した未成年者によるパトカー損傷事案（2台）に係る複数の債務者を有する損害弁償金であるが、損害弁償金521,704円については法定代理人親権者を含めた債務弁済契約書を平成30年3月に締結している。平成31年1月末時点で、

債務者甲にあっては208,681円中110,000円を納入済、
債務者乙にあっては208,681円中145,000円を納入済、
債務者丙にあっては104,342円中50,000円を納入済、である。

今後も定期的に連絡を取り可能な限り早期の収納に努めることとする。

2 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。

(1) 幹部による指導教養及び注意喚起の徹底

朝礼、幹部会議等において、職員の交通事故発生状況、事故形態分析による再発防止を含めた交通事故防止について、反復継続した教養を幹部が実施している。また悪天候時や週末には注意喚起を継続実施している。

(2) 職員による交通事故防止意識の高揚

朝礼時に職員による一口スピーチを実施し、交通事故の経験談や防止策等を発表している。また、全職員が「えひめ無事故・無違反123コンテスト」に参加することによりチームとして相互の事故防止意識を高めている。

(3) 実践的な事故防止訓練等の実施

若手警察官を対象として安全運転に必要な知識・技能の習得を目的とした運転実技訓練を実施し、運転技術の向上等を図っている。

(4) 同乗者による確認の徹底

同乗者にあっては走行時の安全確認や、後退時に降車しての確実

な誘導の徹底について教養し、事故の防止に努めている。

(5) 公用車の整備点検

朝礼終了後、全車両の日常点検の実施と日常点検整備実施簿の作成及び定期的な洗車を行うなど適正な公用車管理の徹底を図っている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 南 警 察 署	平成30年3月16日

(監査の結果)

収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
28年度	1 者	710,822	平成29年度決算による

(措置の内容)

平成29年2月に発生した警察車両損壊（2台）に対する損害弁償金710,822円であるが、債務者は、事案発生後、他県の刑務所に服役していたため、面会や配達証明での通知を重ね、平成29年2月8日付で支払誓約書を徴収した。平成29年3月に納入通知書を発行し配達証明で発送したが、平成31年1月末現在で入金の確認はできていない。

現在は他県の刑務所から別の刑務所に収容されており、刑終了予定日は平成30年12月であったが、延期となったことを確認している。

今後も継続して所在の確認と支払催促を行い、早期の納入に努めることとする。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
八 幡 浜 警 察 署	平成30年3月16日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生（1件）し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(措置の内容)

職員の警察車両による交通事故については、次の施策で事故防止を図っている。

1 事故防止教養の徹底

朝礼、課長会議等において、幹部からその日の天候等を踏まえた交通事故防止の教養、事故統計に基づいた再発防止に対する教養、防衛運転の励行を継続して実施し、職員への浸透を図っている。

2 事故防止意識の高揚

朝礼時に、交通事故防止に関する一口講話や交通事故防止の遵守事項の唱和等を実施している。また、若手及びベテラン職員による小集団検討会を実施するなど、職員の交通事故防止意識の高揚を図っている。

3 事故防止訓練の実施

日頃から車両を使用する機会の多い職員を対象にした四輪車及び二輪車の運転訓練を実施し、交通事故を未然に防止するとともに運転技術の向上を図っている。

4 同乗者による確認の徹底

走行時による安全確認や後退時による確実な誘導の徹底について教養し事故防止に努めている。

5 車両点検の徹底

朝礼終了後、車両責任者等による公用車両の日常点検及び日常点検整備実施簿への記載を実施し、車両の適正な管理の徹底を図っている。

監査対象機関	監査年月日		
宇和島警察署	平成30年3月16日		
(監査の結果) 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。			
調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
23年度	1者	210,000	平成29年度決算による
(措置の内容) 公務執行妨害並びに道路交通法違反事件に係る公有財産(公用車両)損害弁償金の未収入金であり、債務者に対し電話による支払催促を行っており、債務者は毎年、少額ではあるが損害弁償金を納めている。 平成30年度においては、6月に10,000円、10月に10,000円と2回の収納があり、現在の収入未済金は190,000円で、今後も引き続き債務者と連絡を取りながら早期の収納に努めることとする。			

監査対象機関	監査年月日		
公営企業管理局 総務課 発電工水課 県立病院課 松山発電工水管理事務所 今治地区工業用水道管理事務所 西条地区工業用水道管理事務所 中央病院 今治病院 南宇和病院 新居浜病院	平成30年6月14日 " " 平成30年6月13日 平成30年6月13日 平成30年6月8日 平成30年6月14日 平成30年6月13日 平成30年6月11日 平成30年6月8日		
(監査の結果) 1 電気事業 畑寺発電所発電電力の売電契約に係る未収金について、適切な債権管理に努められたい。 (平成30年3月31日現在 単位:円)			
調定年度	債務者数	未収金	備考
27年度	1者	54,971,882	平成29年度決算による
2 工業用水道事業 (1) 松山・松前地区工業用水道事業については、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績は安定している。 今治地区工業用水道事業についても、給水能力と同量の契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。しかしながら、実績給水率(契約給水量に対する実績給水量の比率)は依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。 また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると206億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の一層の強化等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。 (2) 営業未収金(納期到来分)について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。			

(平成30年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
西条地区工業用水道給水料金	197,966	0	197,966

3 病院事業

(1) 外来患者数が増加したことから、医業収益は増加している。また、「愛媛県立病院中期経営戦略」(平成28年3月策定)に基づく各種施策に引き続き取り組んだこと等により、純利益については、前年度を2億3,886万円上回る4億5,648万円を確保している。
しかしながら、累積欠損金は199億円に上り、また、企業債272億円や一般会計等からの長期借入金93億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。
病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、国の医療制度改革や本県の地域医療構想との連携を図りつつ地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に取り組まれたい。
また、平成28年3月に策定された「愛媛県立病院中期経営戦略」(平成28~32年度)に示されている
・ドクターヘリを活用した救急医療体制の強化
・今治病院及び新居浜病院でのDPC(包括医療費支払制度)導入に伴う診療の標準化、平均在院日数の短縮化等による診療単価のアップ
・新居浜病院での整形外科再開に伴う診療機能や緊急手術への対応機能の強化
・南宇和病院での地域包括ケア病床の効率的な運営
・後発医薬品の使用拡大等
具体的な取り組みについては、おおむね順調に実施されており、平成29年度の病院事業決算は、平成22年度から8年連続で経常黒字を計上している。
しかしながら、未処理欠損金が多額であるなど、経営内容が厳しい状況は依然として続いており、新居浜病院の建替えや今治病院の建替えを含めた施設の老朽化対策など多額の資金を必要とする施設の整備計画を進めていくためには、健全経営による資金の確保が重要であることから、引き続き経営の健全化と経営体質の強化に努められたい。

(2) 個人医業未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成30年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	269,008,809	55,014,346	324,023,155
今治病院	31,590,817	15,843,958	47,434,775
南宇和病院	15,732,312	1,864,684	17,596,996
新居浜病院	44,715,409	7,096,261	51,811,670
計	361,047,347	79,819,249	440,866,596

(3) 医業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成30年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	819,188	2,300,498	3,119,686
今治病院	112,257	86,071	198,328
南宇和病院	49,990	30,900	80,890

新居浜病院	328,265	65,340	393,605
計	1,309,700	2,482,809	3,792,509

(4) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

(平成30年3月31日現在 単位：円)

区 分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
旧三島病院	14,719,274	45,020	14,764,294
旧北宇和病院	200,000	0	200,000
計	14,919,274	45,020	14,964,294

(措置の内容)

1 電気事業

債務者について、破産管財人による破産手続きが開始され、全額の回収には至らなかったが、13,095,920円について配当があった。残額の41,875,962円については、破産手続が終結したことから不納欠損処理を行った。

(平成31年3月31日現在 単位：円)

調定年度	債務者数	未収金	平成30年3月31日現在の未収金
27年度	0者	0	54,971,882

2 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、主要な施設を共有している今治市と、上水道事業との連携による経営改善方策について協議を行うとともに、あらゆる角度から経営改善に積極的に取り組むこととしている。

西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るため、「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めているところである。

(2) 西条地区工業用水道事業未収金2件のうち、1件・173,296円については、債務者から徴した支払計画書に則して分割払いによる回収を続けた結果、平成30年4月26日に完済となった。

他の1件・24,670円については、消滅時効期間が経過し時効が完成したことから不納欠損処理を行った。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意し、未収金の発生防止に努めたい。

(平成31年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成30年3月31日現在の未収金
西条地区工業用水道給水料金	0	0	0	197,966

3 病院事業

(1) 県立病院の経営状況について、平成22年度から29年度まで連続8年間黒字を維持し、前年度を2億3,886万円上回る4億5,648万円を確保しているものの、多額の累積欠損金を抱えているなど、依然として厳しい財政状況となっている。

また、国においては医療制度改革を進めていることから、県においても、今後の人口減少や少子高齢化の急速な進展を見据えた対応が求められており、県立病院を取り巻く環境は、今後急激な変化が予想されている。

このため、平成27年4月に公営企業管理者、保健福祉部長、総務部長、4県立病院長で組織した「県立病院機能強化検討委員会」を設置し、国の医療提供体制や地域医療構想を前提とし、医療現場の声を十分に反映させるほか、医療圏域ごとに異なる医療資源や医療需要の動向を踏まえた議論を行い、平成28年3月「愛媛県立病院中

期経営戦略」を策定し、同戦略に基づく各種施策を実施した。

こうした中、平成29年2月にドクターヘリの運航が開始されたことから、県立中央病院を核にドクターヘリを活用した救急医療体制の充実を図っているほか、建設から長期間が経過した県立新居浜病院及び今治病院については施設の老朽化対策の検討を進めることとし、特に老朽化が著しい県立新居浜病院については建替えの方針が示され、平成28年度に整備基本計画を策定し、平成29年度にデザインビルド手法による事業者を決定するとともに事業契約を締結した。平成30年度は設計業務を行うこととしており、平成33年度(2021年度)の新病院開院に向け、引き続き事業を着実に進めていく。

県立病院には地域の中核病院として、高度で良質な医療を安定的に供給することが求められており、そうした地域に必要な医療を継続して提供し、なおかつ健全経営を確保していくため、一層の医師確保に努力するほか、中期経営戦略に規定された各種戦略の着実な実践に努めたい。

(2) 平成30年度は、弁護士事務所へ委任している「訪問督促」業務を引き続き実施したほか、未収金回収業務の更なる強化を図るため、赤色を基調とした封筒により弁護士法人への移管予告通知を行うこととした。

今後とも、各病院の担当者や弁護士事務所と連携を図りながら、積極的な回収に取り組むとともに、各都道府県における効果的な取組みを参考に、更なる回収業務の効率化を図りたい。

(平成31年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成30年3月31日現在の未収金
中央病院	264,671,746	64,817,488	329,489,234	324,023,155
今治病院	30,000,297	17,938,346	47,938,643	47,434,775
南宇和病院	13,544,177	4,375,520	17,919,697	17,596,996
新居浜病院	43,257,531	16,094,236	59,351,767	51,811,670
計	351,473,751	103,225,590	454,699,341	440,866,596

(3) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、各病院の担当者や弁護士事務所と連携を図りながら、積極的な回収に取り組むとともに、更なる回収業務の効率化を図りたい。

(平成31年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成30年3月31日現在の未収金
中央病院	760,504	4,050,610	4,811,114	3,119,686
今治病院	94,320	378,180	472,500	198,328
南宇和病院	40,870	56,765	97,635	80,890
新居浜病院	282,789	387,500	670,289	393,605
計	1,178,483	4,873,055	6,051,538	3,792,509

(4) 三島病院に係る個人医業未収金については、既に時効期間が経過しているが、粘り強く督促等を行うとともに、回収不能と判断された債権については、不納欠損処分を行っており、今後とも未収金の削減に努めたい。

なお、北宇和病院に係る個人医業未収金については、平成30年度中に残額の支払いがあり完納となった。

旧三島病院 (平成31年3月31日現在 単位：円)

区 分	未収金	平成30年3月31日現在の未収金
個人医業未収金	9,635,474	14,719,274
医業外未収金	19,840	45,020
計	9,655,314	14,764,294

旧北宇和病院 (平成31年3月31日現在 単位：円)

区 分	未収金	平成30年3月31日現在の未収金
個人医業未収金	0	200,000
医業外未収金	0	0
計	0	200,000

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和元年9月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,170,593
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,412
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

令和元年9月13日

愛媛県労働委員会

会長 村田 毅 之

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
村田 毅 之	愛媛県労働委員会会長 松山大学法学部教授	35期 39～44期	令和元年9月4日
大熊 伸 定	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	42～44期	〃
小田 敬 美	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部・法文学研究科教授	42～44期	〃
大野 圭 介	愛媛県労働委員会委員 弁護士	42～44期	〃
武智 雅 子	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	43～44期	〃
砂田 篤 志	愛媛県労働委員会委員 愛媛県私鉄労働組合連合会副会長	40～44期	〃
若宮 強	愛媛県労働委員会委員 自治労愛媛県本部特別執行委員	40～44期	〃
菊池 順 子	愛媛県労働委員会委員 元連合愛媛女性委員会副委員長	42～44期	〃
弓立 浩 二	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長	42～44期	〃

得た数 246,325
2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	43,830	14,610
南 宇 和 郡	19,056	6,352
松山市・上浮穴郡	439,840	139,974
今治市・越智郡	140,928	46,976
宇和島市・北宇和郡	77,927	25,976
八幡浜市・西宇和郡	37,906	12,636
新 居 浜 市	100,677	33,559
西 条 市	92,038	30,680
大洲市・喜多郡	51,438	17,146
伊 予 市	31,550	10,517
四 国 中 央 市	74,087	24,696
西 予 市	32,894	10,965
東 温 市	28,422	9,474

菅 勝 幸	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・U Aゼンセン愛媛県支部長	43～44期	〃
伊勢家 勝 正	愛媛県労働委員会委員 株式会社伊勢屋商店代表取締役社長	40～44期	〃
大 西 宏 昭	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	42～44期	〃
柴 田 智 恵	愛媛県労働委員会委員 有限会社大豊陸送代表取締役社長	43～44期	〃
本 田 美 紀	愛媛県労働委員会委員 有限会社オルソ本田取締役	44期	〃
高 倉 靖	愛媛県労働委員会委員 住友化学株式会社愛媛工場総務部長	44期	〃
松 本 靖	愛媛県労働委員会事務局長	—	平成31年4月1日
金 繁 宏 規	愛媛県労働委員会事務局次長	—	平成30年4月1日
宮 田 信 泉	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長	—	平成31年4月1日